

一宮市通学路交通安全プログラム

(令和4年11月改定)

一宮市通学路安全推進会議

【目次】

1. プログラムの目的	1
2. 一宮市通学路安全推進会議の設置	1
3. 取り組み方針	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 通学路点検の実施	2
① 通学路合同点検	
② 通学路総点検	
③ 対策が必要な箇所の抽出及び報告	
(3) 対策の検討	3
(4) 対策の実施	4
(5) 対策効果の検証	4
(6) 対策の改善・充実	4
(7) 対策内容一覧表の公表	5
(8) ソフト対策について	5

1. プログラムの目的

愛知県では、交通事故が非常に多く発生しており、死傷事故の削減が急務となっています。また、一宮市内では、全体の死傷事故件数は減少傾向にあるものの、歩行者や自転車等の交通弱者が絡む事故は横ばいとなっており、交通弱者に重点をおいた対策が求められています。

そのような中、平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、平成24年7月に市内各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を行ってきたところです。

このたび、関係機関の連携を強化し、通学路の安全確保に向けた取り組みを継続することを目的として、「一宮市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、同プログラムに基づき、通学路の安全確保に向けた取り組みを確実に行っていくこととしています。

2. 一宮市通学路安全推進会議の設置

平成27年3月に「一宮市通学路安全推進会議」を設置しました。以下の4つのメンバー構成で組織を運営し、関係機関の連携を図っていきます。

【一宮市通学路安全推進会議】

機 関 名	所 属 名
国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所交通対策課
愛知県警察	一宮警察署交通課
愛知県	一宮建設事務所維持管理課
	一宮建設事務所道路整備課
一宮市	教育部学校教育課
	総合政策部市民協働課
	子ども家庭部子育て支援課
	建設部維持課
	建設部道路課
	まちづくり部地域交通課



一宮市通学路安全推進会議状況

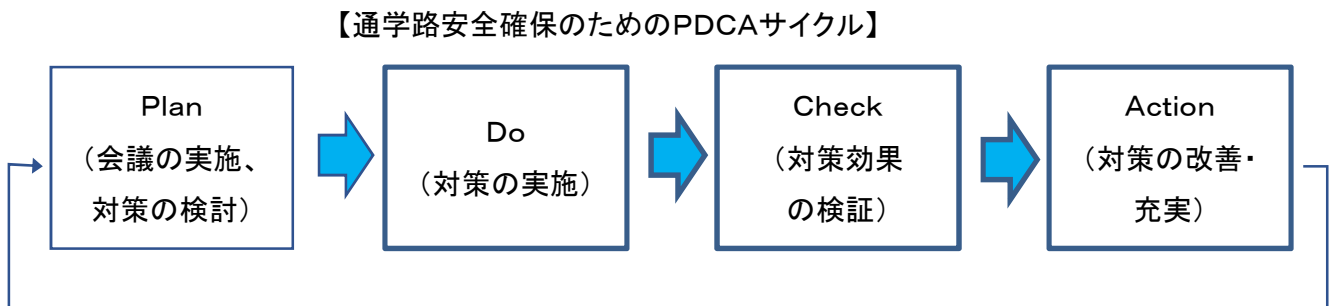
3. 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

一宮市では、通学路の安全が継続的に確保されるように、毎年、小中学校の通学路合同点検と市内の1校を対象とした通学路総点検を並行して実施し、通学路安全対策の検討・実施・効果把握・改善及び充実を図ります。

検討された対策をソフト・ハード両面から推進することにより、児童生徒の交通規則遵守、高い規範意識の醸成、並びにドライバーへの注意喚起を促して、総合的な交通環境の整備を図ります。

※これらの取り組みを以下の通り、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 通学路点検の実施

① 通学路合同点検

1) 通学路合同点検について

効率的・効果的に合同点検を行うため、各学校における通学路点検の結果をもとに、改善が必要な箇所について、重点的な点検を実施します。

各学校は、それぞれの学校における通学路点検後、改善が必要な箇所について、別添2を教育部学校教育課へ提出し、学校教育課から推進会議メンバーへ報告します。推進会議メンバーは、報告された改善が必要な箇所について、重点的な点検を実施します。

※「令和〇年度 通学路の危険箇所への安全対策の要望」・・・別添2

2) 通学路合同点検の体制

毎年全小学校(42校)及び全中学校(19校)を対象として、学校関係者を中心としたメンバーで、地域の実情に応じた形で実施します。

3) 通学路合同点検の実施時期等

推進会議は、毎年3月に各学校に対して合同点検実施及び実施時期を通知し、各学校では、通知に基づき4月に通学路点検を実施します。ただし、その他点検

を実施しなければならない特段の事由が生じた場合には、随時点検を実施します。

なお、合同点検は別添1を参考として行うこととします。

※「一宮市交通安全合同点検 主な着目点」…別添1

② 通学路総点検

1) 通学路総点検について

毎年1校を対象として、学校関係者や公安委員会、道路管理者を含めたメンバーで実施します。

2) 通学路総点検の体制

教育委員会が毎年1校を選定し、当該学校の教員及びPTA、市の関係各課（教育部学校教育課、総合政策部市民協働課、子ども家庭部子育て支援課）、公安委員会（一宮警察署）及び道路管理者（名古屋国道事務所交通対策課、一宮建設事務所維持管理課及び道路整備課、一宮市建設部維持課、道路課及びまちづくり部地域交通課）が連携し、実施します。

3) 通学路総点検の実施時期等

毎年選定された1校を対象とし、11月頃に実施します。



総点検実施状況

③ 対策が必要な箇所の抽出及び報告

通学路点検を行った各学校等は、危険箇所等を記載した通学路図を作成し、特に対策が必要となる箇所を抽出し、重点対策箇所として別添2を推進会議へ報告します。

(3) 対策の検討(=Plan)

推進会議は、各学校等から報告された資料及び「令和〇年度 通学路の危険箇所への安全対策の要望」(別添2)の確認を行い、担当となる機関へ現地調査及び対策内容の検討を依頼します。

担当となる機関は、その内容に基づいて現地調査を行い、対策実施の可否及び対策

内容の検討を行います。検討に当たっては、対策箇所周辺の交通状況等を踏まえつつ、路肩部分のカラー舗装等の路面標示、カーブミラー等の交通安全施設、歩車道境界ブロックや防護柵の設置等の歩道整備、横断歩道・信号機の設置といったハード対策と、交通規制、交通安全教育の実施といったソフト対策の両面から検討を行います。また、ハード対策については、必要に応じて短期対策と長期対策の二段構えでの実施も視野に、検討を進めます。



(例)通学路カラー舗装



(例)歩道設置

(4) 対策の実施(=Do)

担当となる機関は、検討の結果、決定した対策内容に基づき、速やかに対策を実施します。

また、対策の実施に当たっては、緊急性、危険性を考慮しつつ、対策の実施が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

なお、不測の事由により、予定していた対策の実施が困難となった場合には、速やかに代替案の検討を行います。

(5) 対策効果の検証(=Check)

毎年11月頃開催される推進会議の場で、対策の実施内容やその進捗状況を報告し、関係機関で情報共有を図ります。なお、単年での実施が不可能な抜本的な対策メニューについては、用地買収の進捗状況や工事着手時期の見通しなど、報告を行います。

また、事業効果の検証を行うため、対策メニュー毎に1校を目安として当該通学路の小学校へのアンケート等を行います。

(6) 対策の改善・充実(=Action)

推進会議における効果の検証結果を踏まえ、必要に応じて、追加対策の検討や対策内容の改善・充実を図ります。

なお、改善内容等については、他の対策箇所へフィードバックされるよう推進会議の場で情報共有を図ります。

(7) 対策内容一覧表の公表

点検結果や対策内容等については、関係者間で情報共有を図る必要があるため、別添3を作成し、ウェブサイトで公表します。

なお、公表に当たっては、通学路の経路が不特定多数に周知されることとなり、防犯上の問題がないよう留意します。

※「令和〇年度対策一覧表」…別添3

(8) ソフト対策について

通学路安全対策を効果的に進めていくためには、上述のハード対策に加え、道路を利用する市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高めること等を目的としたソフト対策を並行して進めていく必要があります。

現在実施しているソフト対策は、以下の通りです。

① 交通安全教室の開催

幼稚園、保育園児から高齢者までを対象に、正しい交通ルールを学び、交通安全意識の向上を目的として、交通安全教室を実施しています。

1) 幼児に対する安全教育

基本的な交通ルールを守り、安全行動が実践できるよう、人形劇や紙芝居等を通じ、子供たちに楽しく聞いてもらえるような交通安全教育を開催しています。

2) 幼児の保護者に対する安全教育

家庭での交通安全教育の重要性を訴えるとともに、子供の行動特性を説明して、家庭での効果的な交通安全指導方法のアドバイス等を行っています。

3) 児童に対する安全教育

交通ルールを正しく理解し、安全に道路を通行できるよう、歩行訓練や自転車訓練を行っています。また、車の特性である視覚や内輪差についても、実験を用いてわかりやすく説明しています。

4) 中学生、高校生に対する安全教育

二人乗りや携帯電話を使用しながらの運転等、ルール違反の危険性を実感させると共に、万が一、事故を起こした場合に適切な措置を取れるよう、具体的な指導を実施しています。また、通学、帰宅時における自転車マナーの指導を行っています。

5) 高齢者に対する安全教育

「歩行者教育用シミュレーター」を使用して模擬道路を渡り、横断中に潜む危険性や安全確認の重要性を再認識し、安全な渡り方について学んでもらっています。また、高齢者宅への訪問による交通安全を啓発しています。

6) 外国人に対する安全教育

年1回市内の自動車学校を利用して、外国人を対象とした交通ルールや自転車講習などの交通安全教育を開催しています。

7) いちのみや出前一聴の開催

交通事故の現状と対策などの話から体験型の教室まで幅広い内容の出前講座を無料で開催しています。

② 運転免許証の自主返納

平成22年8月より、運転免許証を自主返納される70才以上の市民を対象として、支援品(公共交通機関利用カード等)を配布しています。

③ 交通安全啓発グッズの配布

春・夏・秋・冬の年4回行われている交通安全市民運動に合わせ、一宮駅前や大型店舗等で反射材などの交通安全グッズを配布するとともに交通安全の啓発を行っています。



交通安全教室



交通安全啓発グッズの配布

一宮市交通安全合同点検 主な着目点

【主な着目点】

① 通行するうえでの危険な状況

- ・見通しの悪い交差点はないか
- ・車の交通量が多く、危険なところはないか
- ・スピードを出す車が多く、危険なところはないか
- ・雑草や樹木が大きく道路にはみ出し、通行の妨げになっていないか

② 施設の不備や不具合

- ・道路構造物(ガードレール、側溝の蓋、カーブミラー、照明灯等)に大きな破損はないか。
- ・道路に危険な凹凸はないか
- ・横断歩道や白線(外側線等)が消えていないか



令和〇年度 通学路の危険箇所への安全対策の要望

学校名：

地図や通学路図に場所と番号を記入して、この様式と一緒に提出してください。

箇所番号	内 容	優先順位
地図や通学路図の場所に付けた番号を記入してください。	危険となっている内容や対策してほしい内容などを記入してください。	対策をしてほしい優先順位を記入してください。
(例) ①	車が多く、通学する生徒も多いので、通学路とわかるように道路を緑色に塗ってほしい。	1
(例) ②	車がとても多く、スピードも出して危険。	2

- ・通学路グリーン塗装
（通学路であることを強調することで注意を促します）



- ・ポストコーン設置
（歩くスペースや人が溜まるスペースを確保します）



- ・交差点マーク赤囲い
（交差点があることを強調し注意を促します）



- ・横断歩道手前の赤塗り
（横断歩道があることを強調し注意を促します）



- ・区画線(外側線)
（車道の幅を明確にすることで車が通る範囲を限定します）



- ・区画線(エスコートマーク)
（車道の幅を狭く見せることで速度低下を促します）



- ・区画線(イメージハンプ)
 (「止まれ」を強調することで注意を促します)



- ・区画線(文字)
 (文字により注意喚起します)



文字の種類	横断者注意
	交差点注意
	歩行者注意
	学童注意
	速度落せ
	通学路

〇〇小学校

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						